

平成27年1月13日(火)から

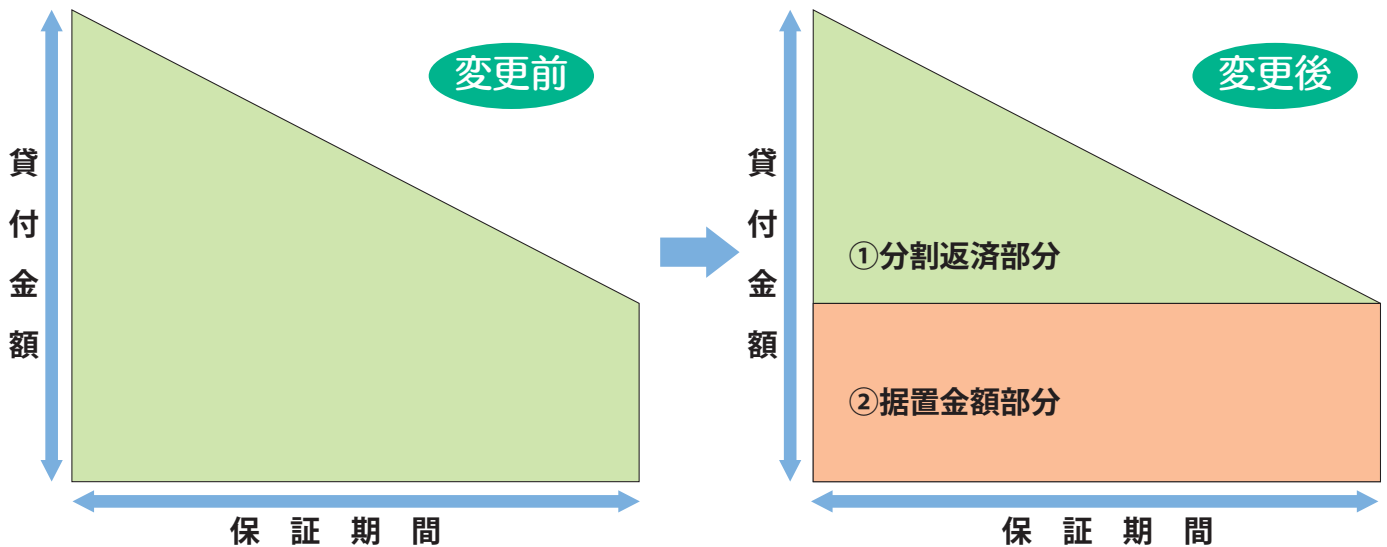
信用保証料の取扱いが変更となります。



当協会では、信用保証料の公平性の観点から、全国で多くの保証協会が採用している信用保証料の計算方法に変更いたします。

不均等返済における保証料の計算方法

最終回の返済金額が、その直前回の返済金額の2倍を超える場合、分割返済部分と据置金額部分とに分けて信用保証料を計算します。



変更前

保証料額 = 貸付金額 × 保証料率 × 保証期間 × 不均等分割係数

変更後

保証料額 = ①分割返済部分 + ②据置金額部分

①分割返済部分の計算式

保証料額 = (貸付金額 - 据置金額(※)) × 保証料率 × 保証期間 × 均等分割係数

②据置金額部分の計算式

保証料額 = 据置金額(※) × 保証料率 × 保証期間

※据置金額 = 最終回の返済金額 - 最終回直前の返済金額

据置金額部分は保証期限まで返済がない部分とみなすため分割係数は乗じません。



不均等分割係数の引き下げ

据置金額部分計算の導入に伴い不均等分割係数を変更いたします。

返済回数	均等分割係数	不均等分割係数	
	変更なし	変更前	変更後
2回～6回	0.700	0.800	0.770
7回～12回	0.650	0.750	0.720
13回～24回	0.600	0.700	0.660
25回以上	0.550	0.650	0.610

分割係数とは

元金返済が行われているとみなされる期間（分割返済部分）に対して、返済の進捗を考慮した掛け目を乗じて信用保証料が貸付金額の減少に対応するよう設定したものです。

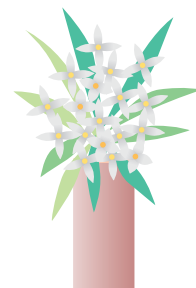
※一括返済の場合（分割返済の据置期間及び据置金額を含みます）

保証料額＝貸付金額×保証料率×保証期間

※分割返済の場合

保証料額＝貸付金額×保証料率×保証期間×分割係数

（分割係数は返済方法によって均等分割係数と不均等分割係数に分けられます）



ご不明な点がございましたら、本店総務部経理課または本支店保証課にお問い合わせください。



群馬県信用保証協会

<http://gunma-cgc.or.jp/>

～がんばるあなたを応援します～

本店

〒371-0026 前橋市大手町三丁目3番1号
群馬県中小企業会館4.5.6階
総務部経理課 TEL 027-231-8674
営業部保証第一課 TEL 027-231-8818
営業部保証第二課 TEL 027-231-8819

桐生支店

〒376-0023 桐生市錦町三丁目1番25号
桐生商工会議所会館4階
保証課 TEL 0277-43-6211

太田支店

〒373-0851
太田市飯田町1180番地
保証課 TEL 0276-48-8811

高崎支店

〒370-0006
高崎市問屋町二丁目7番地2
保証第一課・第二課 TEL 027-362-7733